

2-4 緊急事態体制・防災体制

緊急事態対策規程は、自然災害や重大事故等により、長時間の輸送障害や多数の死傷者が発生する等の事態が生じた際に、社会に及ぼす影響を最小限にとどめるために定めています。

また、防災体制要綱は、自然災害や第三者の行為によって、社会的に極めて重大な影響を及ぼす事態の被害を最小限にとどめるために定めています。

緊急事態対策規程
防災体制要綱

阪急電鉄株式会社

1 緊急事態体制

1 1号体制

事故や災害等の範囲が局地的で、現地と本社の各対策本部で対応が可能な場合にとる体制。

2 2号体制

事故や災害等の範囲が大規模で且つその範囲が複数個所にわたり、社長が全社的な危機対策本部の設置を指示した場合にとる体制。

2 防災体制

神戸線・宝塚線・京都線の各沿線各所に設置した、雨量計や風速計、水位計等からの情報と共に、气象台からのリアルタイムな情報に対応するよう防災体制を定めています。また、地震に対しては、各線に設置した地震計の他、緊急地震速報により、地震対象区間を走行する全列車に対して緊急停止手配を直ちにとるよう、防災体制を強化しています。

1 暴風雨体制

台風と台風以外に分け、それぞれ注意報や警報の発令があった場合にとる体制。

運転指令風速表示



運転指令では、風速計の観測データをリアルタイムに確認することができます。

風速 20m/s 以上...徐行

風速 25m/s 以上...運転停止

風速計



風速計は、列車の運行に影響を与える可能性が高い下記の場所に設置し、各駅あるいは運転指令で確認できる体制を整えています。

神戸線...6ヶ所

宝塚線...8ヶ所

京都線...9ヶ所

雨量計



豪雨や局地的集中豪雨等に対応するため、雨量計や气象台の情報及び乗務員や各駅からの情報を元にして、徐行や運転停止の手配をとります。

神戸線...3ヶ所

宝塚線...3ヶ所

京都線...5ヶ所

2 河川氾濫体制

河川の氾濫が予想される場合や河川が氾濫して車庫配車線や駅構内が浸水し運転不能になった場合にとる体制。



河川の増水は、水位計や水位監視テレビ等により、桁下水位や流水（流木）状況、堤防護岸等の異常の有無、天候、上流域の降雨量、潮汐の干満等の情報を収集し、徐行及び運転停止の手配をとります。

神戸線...4ヶ所
京都線...6ヶ所

3 凍結・雪害体制

気温や雪に関する注意報、あるいはすでに積雪がある場合にとる体制。

4 地震体制

緊急地震速報により、沿線で震度4以上と予想される場合、または、地震警報表示器で震度4以上を観測した場合にとる体制。



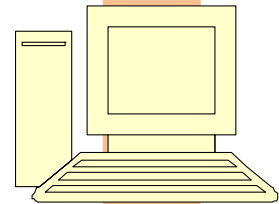
地震計

気象庁



地震計法表示器

受信サーバ



運転指令所

運転指令所



5 第三者行為体制（テロ対策等）

社会的影響が極めて重大な事態が予想される場合やその予告があり、継続した警戒が必要と認めた場合、あるいは不審物・不審者の発見や被害が発生した場合に対して、危機管理レベルⅠ～Ⅲに分けた段階的な体制をとります。その際、下記対応の他、駅や列車における放送、ポスターによる啓発やご協力の案内等を実施します。



防犯監視カメラや駅務機器監視カメラを活用して、危機管理レベルの区別なく犯罪の防止に努めています。

営業線上の巡回警備は、危機管理レベルにより、その頻度を増加させる等して、状況に応じた体制をとります。

危機管理レベルにより、ゴミ箱やロッカーの使用中止や撤去等を行います。

2-5 阪急阪神ホールディングス企業倫理相談窓口

組織あるいは個人による法令等の違反行為や反倫理的行為（社内規程・ルール違反を含む）が行われていた場合、またはその恐れがある場合、相談する窓口を設けています。グループ会社はもちろん、お取引先からのご相談にも対応して、すべての案件を調査、分析する等、コンプライアンスに努めています。

